特定臨床研究に関する計画の立案及び実施の実績

１　特定臨床研究に関する計画の立案及び実施の実績の詳細

(1) 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 臨床研究名 | 登録ID等 | 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| ～ |  |  |  |
| 80 |  |  |  |
| ～ |  |  |  |

（注） 1「番号」の欄は、様式第２の１又は第３の１に記載した番号と一致させること。

2 「医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明」の欄には、研究の概要を簡潔に記載するとともに、侵襲及び介入を伴うこと示す部分に下線を付すこと。

(2) 特定疾病領域に係る特定臨床研究であることの説明

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 治験・臨床研究名 | 登録ID等 | 特定疾病領域（難病・希少疾病、小児疾患、新興・再興感染症）に係る特定臨床研究であることの説明 |
| 1 |  |  | 対象疾患： |
| 2 |  |  | 対象疾患： |
| ～ |  |  | 対象疾患： |

(注）1「特定疾病領域に係る特定臨床研究であることの説明」の欄には、対象となる特定疾病領域及び具体的な疾患名、研究対象者の選定基準、研究成果が具体的にどのような形で特定疾病領域の患者に還元されるかを明記すること。

2　難病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病とする。

3 希少疾患については、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途に係る対象者の数が、本邦において5 万人未満であること。厚生労働科学研究事業や信頼すべき学会の調査結果等を利用して患者数を推定する。しかし、難病等については患者数にかかる調査が十分ではなく、確実な人数を示すことができない場合が多いため、数種類の統計データ等を用いて推計して、その結果をもって推定患者数が5 万人未満であることを示すことが一般的である。複数の手法による推計結果が提出されることが望ましい。

4　新興・再興感染症については、新たにその存在が発見された感染症（新興感染症）や既に制圧したかに見えながら再び猛威を振るう可能性のある感染症（再興感染症）を指す。

２　特定臨床研究の実施に伴い発表された論文の実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 関連する特定臨床研究 | | | 特定臨床研究の実施に伴い発表した論文であることの説明 |
| 治験・臨床研究名 | 登録ID等 | 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明等 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |
| 45 |  |  |  |  |
| ～ |  |  |  |  |

　（注）1「番号」の欄は、様式第２の２に記載した番号と一致させること。

2「医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明等」は既に登録ID等が同一のものがある場合には、省略可。特定領域である場合には、その旨の説明も含めること。

3 特定臨床研究の実施に伴い発表した論文であることの説明については、当該研究が特定臨床研究の実施に伴い発表した論文であることを簡潔に説明すること。

4　論文については、米国国立医学図書館に掲載されている要旨（abstract）を添付すること。